

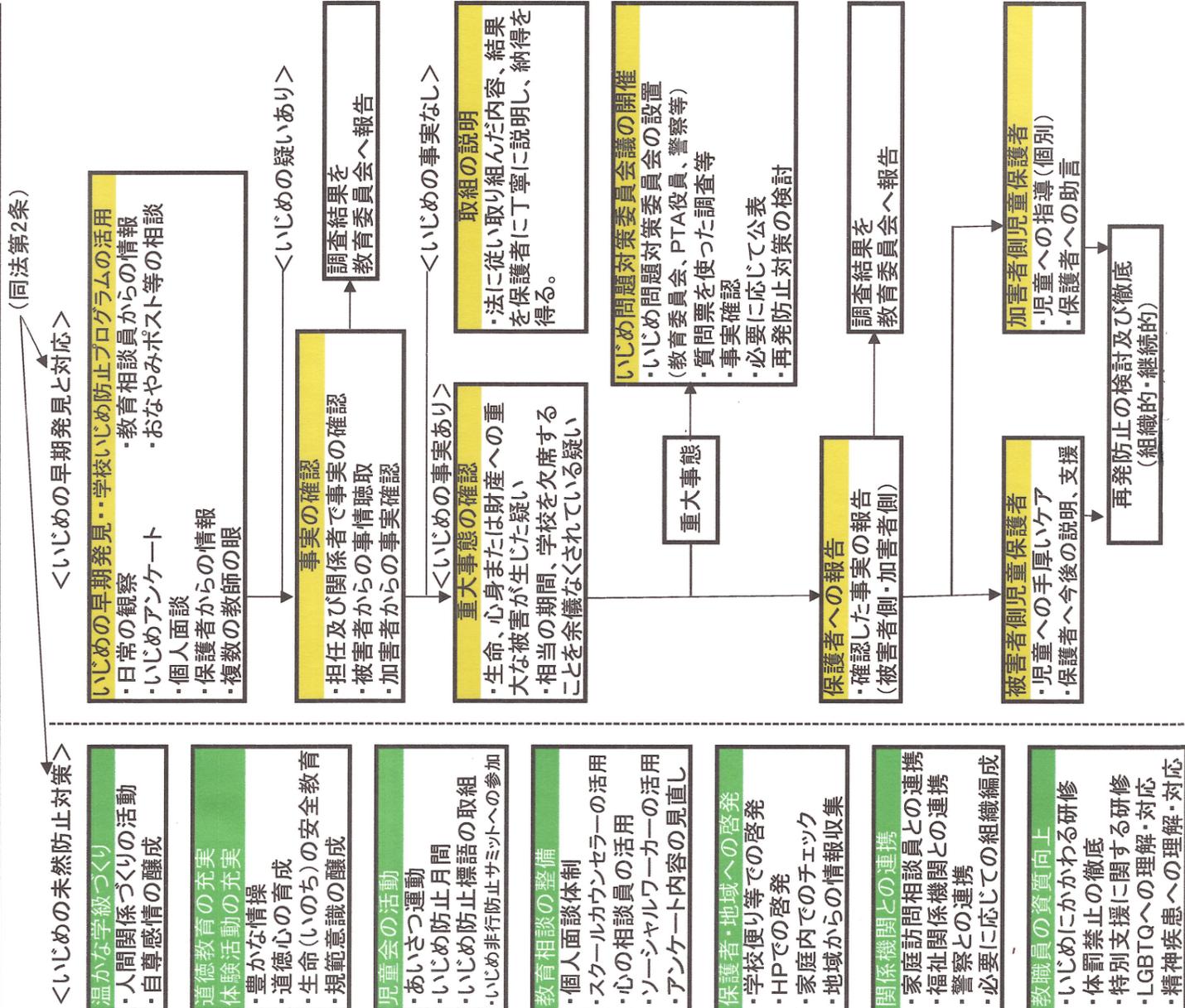
《帯広市立柏小学校 いじめ防止基本方針》

1 いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめの未然防止対策・いじめの早期発見と対応～学校いじめ防止プログラムより～



3 いじめに対する基本方針

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
(2) いじめられている子どもに立ち、絶対に守り通す。
(3) いじめられている子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
(4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

4 いじめ問題対策委員会

- (1) 基本組織
構成員: 管理職・主幹・教務主任・学年代表・生徒指導部長・児童会担当・養護教諭・教育相談員・スクールカウンセラー
内容: 学校いじめ防止基本方針の点検・評価・改善
(2) いじめの兆候や発覚時の組織
構成員: 管理職・主幹・教務主任・学年代表・生徒指導部長・児童会担当・養護教諭・教育相談員・スクールカウンセラー
内容: いじめの調査と確認・解決策の検討と実施、学校全体での共通理解と取組の教科
(3) 重大事態(不登校等)発生の組織【いじめ問題対策委員会】(レベル1)
構成員: 基本組織+教育委員会(指導主事)+PTA役員+関係機関(児童相談所等)
内容: いじめの調査結果を教育委員会に報告し、今後の対策について検討
(4) 重大事態(自殺等)発生の組織【いじめ問題対策委員会】(レベル2)
構成員: 基本組織+教育委員会(複数名)+PTA役員+関係機関(警察等)
内容: いじめの調査結果を保護者への報告、児童の精神的ケア、報道機関等への対応

5 いじめに関する年間指導計画

Table with 4 columns: 時期 (Month), 教職員員の取組 (Teacher/Staff Activities), 児童の取組 (Student Activities), 評価改善の取組 (Evaluation/Improvement Activities). Rows cover months from April to March, detailing various activities like training, counseling, and reporting procedures.